

練馬区立向山庭園改築懇談会設置要綱

平成 21 年 7 月 15 日

21 練産地第 863 号

(設置)

第 1 条 練馬区立向山庭園の改築にあたり、向山庭園の建物および庭園の基本的な改築内容ならびに施設の運用および利用方法の改善内容などを定める際の参考とするため、「練馬区立向山庭園改築懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 懇談会の職務は、つぎの各号に掲げる事項とする。

- (1) 向山庭園の改築基本構想素案の策定に関して意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、向山庭園に関すること。

(構成)

第 3 条 懇談会委員は、つぎに掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者 2 人
- (2) 利用関係団体代表者 3 人
- (3) 公募区民 3 人

2 懇談会に座長および副座長を置く。座長は、委員の互選により選任し、副座長は、座長が指名する。

3 座長は、懇談会の会議を主宰し、懇談会を代表する。

4 座長に事故があるときまたは欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 懇談会委員の任期は、委嘱の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(会議)

第 5 条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、説明意見を述べさせることができる。

(公開)

第 6 条 懇談会の会議は、原則として公開で行なうものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号）の定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、区民生活事業本部産業地域振興部地域振興課が行う。

(委任)

第 8 条 この要綱の定めるもののほか、懇談会の運営につき必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 15 日から施行する。